

Japan Biz Aviation

2025 年度

安全報告書



株式会社 **Japan Biz Aviation**

報告対象期間：2025 年4月1日～2026 年 3 月 31日

本安全報告書は航空法第 111 条の 6 に基づき作成した報告書です。

なお、本安全報告書に記載している情報は、別途記載のない限り、原則として2026年3月31日時点の情報に基づき作成したものです。

はじめに

平素よりJapan Biz Aviationのサービスをご利用いただき、また当社の事業にご理解とご関心をお寄せいただいておりますこと、心より御礼申し上げます。本報告書をご覧いただき、重ねて深く感謝申し上げます。

2025年度の航空業界は、国内外における移動需要の回復が一段と進み、航空輸送に求められる役割が改めて高まった一年となりました。一方で、運航機会の増加や空港・地上支援業務の負荷の高まり、気象環境の変化、人材確保・育成に関する課題など、安全運航を取り巻く環境はより複雑さを増しており、これまで以上に確実な業務遂行とリスク管理が求められています。

また、航空業界においては、アルコールに起因する不適切事案が継続して発生しており、航空従事者一人ひとりの高い規律意識と、組織としての管理体制の重要性が改めて問われています。アルコール管理は単なる検査手続ではなく、安全運航を支える基本的な規律であるとの認識のもと、当社においても教育、検査、記録および相互確認を通じて、厳格な管理を継続してまいります。

当社におきましては、2025年度中、航空運送事業に係る航空事故、重大インシデントおよび安全上のトラブルの発生はありませんでした。

一方で、回転翼航空機の社内訓練において、ヒューマンエラーに起因する燃料不均衡事案が1件発生いたしました。当該事案は航空運送事業運航中に発生したものではありませんでしたが、当社では安全管理上の重要な事象として真摯に受け止め、原因分析を行うとともに、教育訓練の充実、確認手順の見直し、情報共有の強化および現場における相互確認の徹底など、再発防止に向けた取り組みを実施しております。

安全は、一度確立すれば維持されるものではありません。日々の運航や整備、訓練の中で潜在するリスクを見逃さず、発生した事象から学び続けることで初めて維持・向上できるものです。

当社は、「安全は我々の存在理由であり、全ての意思決定と行動において最優先事項とする」という安全理念のもと、経営トップから現場最前線までが一体となり、安全管理体制の継続的な改善に取り組んでおります。安全は特別な取り組みによって実現されるものではなく、日々の確認、報告、共有、改善の積み重ねによって支えられるものであると考えています。

今後も、法令および社内規程の遵守を徹底するとともに、安全管理システム（SMS）の継続的な改善を通じて、安全性のさらなる向上に努めてまいります。そして、お客様を目的地まで安全・確実にお届けするという航空運送事業者としての責務を果たし続けることをお約束いたします。

引き続き、皆様のご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2026年7月

株式会社**Japan Biz Aviation**

代表取締役 小泉 慎

代表取締役 富永 政幸

安全報告書

目次	頁番号
第 1 章 輸送の安全を確保するための事業運営の基本的な方針	4
1-1 安全憲章	4
1-2 安全に対する基本方針	5
1-3 関係法令や各種規程類等の遵守	5
第 2 章 輸送の安全を確保するための事業の実施および管理体制	6
2-1 安全確保に関する組織および人員に関する情報	6
2-2 日常運航の支援体制	8
2-2-1 訓練および審査	8
2-2-2 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバック体制	9
2-2-3 安全に関する社内啓発活動	11
2-3 使用している航空機に関する情報	12
第 3 章 安全上の支障を及ぼす事態の報告（法第 111 条の 4）	13
3-1 航空事故・トラブル等の発生状況	13
第 4 章 輸送の安全を確保するために講じた措置等	14
4-1 航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態の報告	14
4-2 国から受けた業務改善命令、行政処分または行政指導等	14
4-3 情報の伝達および共有に関する事項	14
4-4 事故等の防止対策、事故等の発生時の対応および災害への備えに関する事項	14
4-5 内部監査の実施およびその管理の状況の確認に関する事項	14
4-6 輸送の安全に係る文書の整備および管理に関する事項	14
4-7 事業の実施およびその管理の改善に関する事項	14
4-8 2025 年度安全目標および社内安全教育の達成状況	15
4-9 2026 年度安全目標	15

第1章 輸送の安全を確保するための事業運営の基本的な方針

Japan Biz Aviation では、安全運航のため「安全憲章」および「安全に対する基本方針」を掲げ、安全は社会への責務と位置付けて業務を遂行しています。

1-1 安全憲章

安全憲章

1. 安全は当社の事業基盤であり社会的な責務である

安全は、お客様の生命、身体あるいは財産を守ることであり、社会的責任である。この責任を果たすことができれば、企業としての存立が危うくなくなる。

安全を維持、向上させて行くことは企業の発展には不可欠であり、事業の基盤となるものである。

2. 安全は理想や概念ではなく具体的な行動に基づく

安全運航を達成するためには、日ごろから社員一人一人が安全に対し意識し、小さな活動でも実行することが大切である。

当社では、毎年、安全に関連した社外活動を計画し全社員が安全に対し体で体感できる活動を実施している。

今後も引き続き「お客様を目的地まで安全にお届けする」ために、全社員が常に妥協なき安全行動が起こせるよう社内の安全文化を醸成させていく。

3. 安全は他者への思いやりと尊厳によって創られる

安全運航は、数多くの組織、部門がお互いに協力し連携しあって各々定められた業務を確実に実施することで初めて達成される。

お互いの理解や信頼で、確固たるチームワークを築いて、部門間、組織間で確実な業務を行い、継続的に安全性を維持向上させることが必要である。

1-2 安全に対する基本方針

安全に対する基本的な方針

会社における最大の責務は、お客様と従業員の安全を守ることであり、航空安全は会社の経営の基盤という信念を持っている。全社員が全ての安全に関する情報を共有することが重要と考え、安全に関する危険要素や懸念を忌憚なく会社に報告することとし、全社員が安全確保のために航空法等の関係法令ならびに本規程、附属書、運航・整備規程等の規程類（以下、「規程類」という。）を遵守し、事故に対する危機意識を強く持ちながら各業務の遂行にあたることとする。

「航空安全の維持および向上を組織の最優先事項とする。」ことを基本的な方針として全社員に周知・浸透させることにより、経営トップから現場までが一丸となって安全管理システムを有効に機能させていくものとする。

1-3 関係法令や各種規程類等の遵守

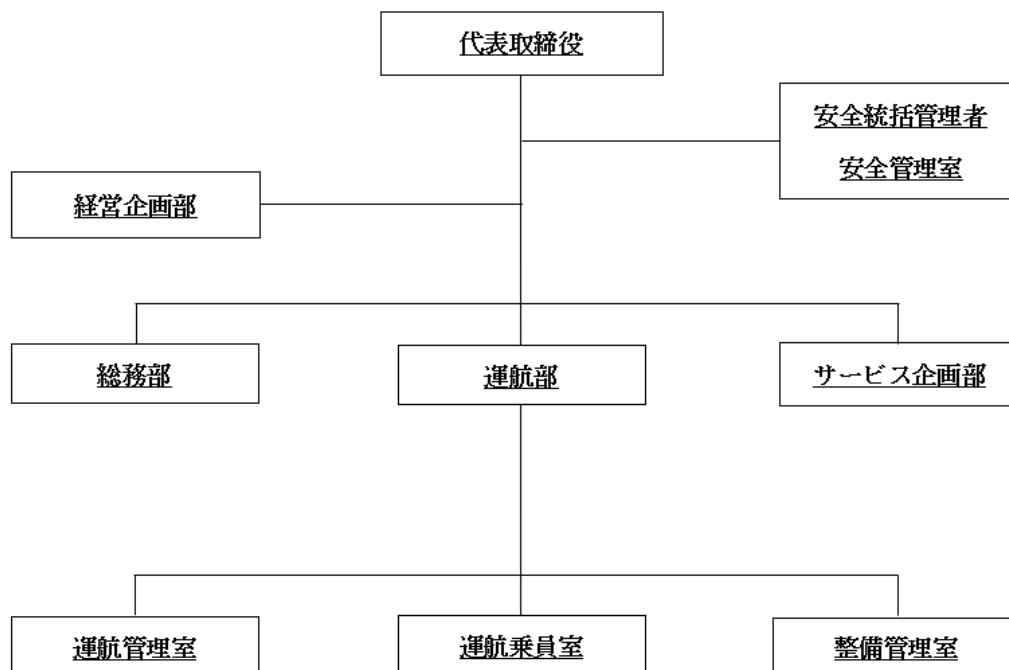
関係法令や各種規程類等の遵守

全社員が業務の遂行に際して、航空法等の関係法令や安全管理規程、運航・整備規程、社内規定等の規程類を遵守するものとしている。万が一にも法令および規程類への不適合が認められた場合には、速やかに安全統括管理者に報告、是正することとしている。

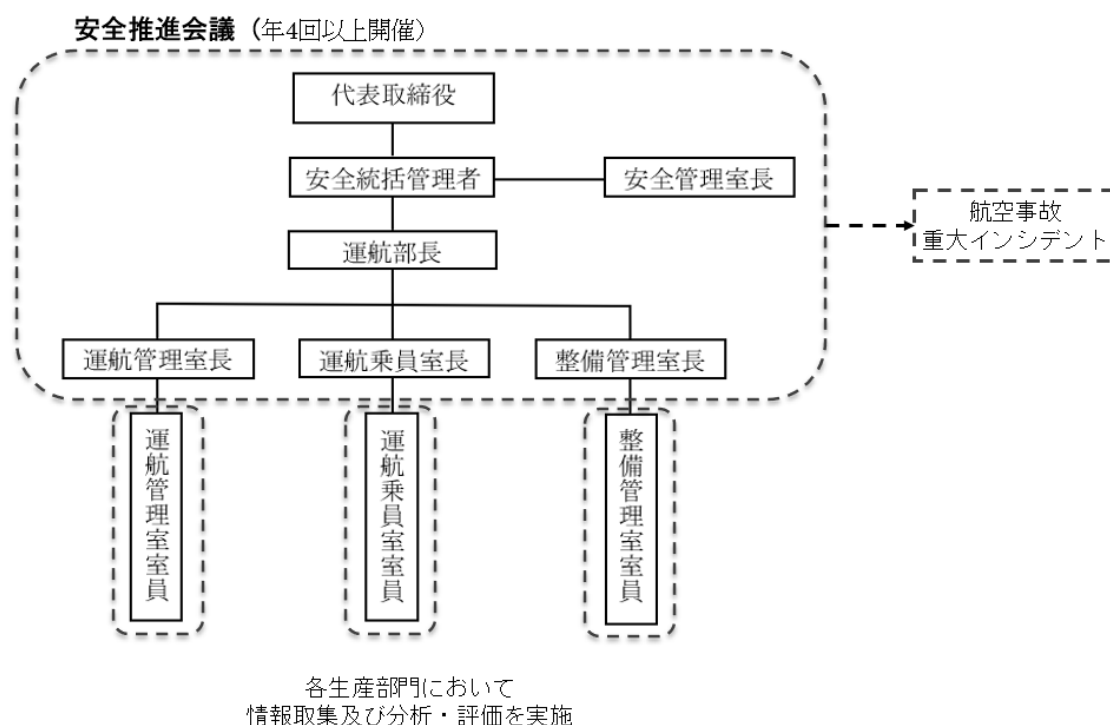
第2章 輸送の安全を確保するための事業の実施および管理体制

2-1 安全確保に関する組織および人員に関する情報

(1) 会社全体組織図



(2) 安全推進体制



(3) 経営責任者による輸送の安全確保に係る責務

- ① 安全に関する最終責任者として、世界最高水準の安全を担保するため、安全理念および安全に係る方針に基づき、安全にかかわる施策の実現と推進に主体的に関与します。
- ② 安全管理システムが適切で、妥当性が有り、且つ有効に機能するために、安全管理システムを定期的に見直し、継続的に改善を行います。
- ③ 安全統括管理者等からの安全施策・安全投資に係る報告を尊重して、安全上の重要事項に関する経営上の意思決定に基づく指示を行います。

(4) 安全統括管理者の権限および責務

- ① 安全管理システムを構築し、実施させる等、会社内の安全管理の取り組みを統括的に管理します。
- ② 安全施策・安全投資等の重要な経営上の意思決定に直接関与します。
- ③ 会社内のアルコール対策を統括管理します。
- ④ 安全に関する重要事項について経営責任者に報告します。
- ⑤ 安全点検を実施します。

(5) 安全統括管理者の選任方法

航空法第103条の2 および航空法施行規則 第212条の5（安全統括管理者の要件）に基づき、以下の要件を満たす安全統括管理者を選任しています。

- ① 通算して3年以上航空運送事業の実施若しくは管理の総括に関する業務の経験を有する者又は国土交通大臣がこれと同等以上の能力を有すると認めた者であること
- ② 航空法第103条の2第7項の規定による命令により解任され、解任の日から2年を経過していない者でないこと。

(6) 各組織の機能・役割

① 安全管理室

- ・ 社内の航空安全推進の統括を行います。安全推進会議の事務局を行うと共に、内部安全監査、整備監査を通じて、安全性の向上に努めます。また、従業員に対する安全教育を行っています。

② 運航乗員室

- ・ 機長、副操縦士による乗務の実施および日常運航におけるモニタリングの実施や、管理職機長による航空機乗組員の技量管理等を通じ、安全運航に努めています。
- ・ 航空機乗組員の資格取得、維持に関しての基準を定めた「Qualifications Manual」の維持管理を行います。また機長要員、副操縦士要員に対する初期訓練（資格取得）、定期訓練、定期審査に関し、訓練計画の策定ならびに訓練、審査を実施するとともに航空機乗組員の技量管理にかかわる業務を実施します。

③ 運航管理室

- ・ OCC（Operation Control Center）における運航統括責任業務、運航管理業務を担当し、日々の安全なオペレーションを堅持する中心的役割を担います。運航管理業務および運航支援業務、飛行監視業務は、運航管理基地である羽田本社事務所に配置され、運航管理担当者が一元的に管理をし、機長とともに安全運航を行っています。
- ・ 航空機の運航に関する基準および操作手順の設定等の総合企画調整、飛行場、航空路情報の総合管理を行い、規程として「運航規程本書および各種附属書」等の規程類の維持管理を行います。またインシデントやアクシデントの発生を把握し、航空局や必要に応じて関連官庁に報告します。

④ 整備管理室

- ・整備管理室では、品質管理、技術管理、整備計画の管理、委託管理等の整備管理業務、および飛行時間や暦日に応じて必要となる整備作業や運航中に発生した不具合への対応など、整備に係る業務全般を実施し、航空機の安全性向上に努めています。

(7) 各組織の人員数

組織	人員
安全管理室	4名（うち、兼務者4名）
運航部	3名（うち、兼務者3名）
・運航部 運航乗員室	17名（うち、兼務者7名）
・運航部 整備管理室	7名（うち、兼務者1名）
・運航部 運航管理室	9名（うち、兼務者8名）

(8) 航空機乗組員、整備従事者および運航管理担当者の数

職種	人員
航空機乗組員	飛行機 13名、回転翼航空機 5名 （うち、兼務者7名）
整備従事者	7名（うち、確認整備士5名）
運航管理担当者	8名（うち、兼務者7名）

2-2 日常運航の支援体制

2-2-1 訓練および審査

(1) 航空機乗組員に係る訓練および審査

【訓練】

訓練審査規程(QM: Qualifications Manual)に基づき、航空機乗組員候補者に対する任用訓練ならびに現役航空機乗組員に対する定期訓練を実施しています。

訓練の実施方法別では、座学訓練、PCトレーナー訓練、実機訓練があります。

定期訓練は、航空機乗組員の技量の維持・向上を図るため定期的の実施しており、1年ごとに実機訓練を実施しています。

【昇格・任用・定期審査】

昇格・任用・定期の各審査は実機を使用し、航空機の故障、悪天候等を想定した技能審査が行われます。

(2) 整備従事者に係る訓練および審査

【訓練】

当社の整備規程及び整備規程附属書に基づき、資格者を養成する為の養成訓練および資格者の技量維持と知識向上を目的とした定期訓練を実施しています。また、整備管理室員全員を対象に、ヒューマン・パフォーマンスに関する事項を含む安全教育を実施しています。訓練の実施方法としては、座学、実技による訓練および実務訓練(OJT)があり、各訓練に適した形態にて行う方法を選定しています。

定期訓練については、確認整備士をはじめとする社内資格発令者に対して2年毎に最新の知識・情報の付与および技量維持を図るために実施しており、安全教育については1年毎に実施しています。

【審査】

各訓練における審査は、担当教官が訓練課程修了後に筆記試験または口述試験により、理解度及び習得度を見極めます。整備従事者の任命に係る審査は、候補者の経験、技能証明、訓練状況等が資格要件に合致していることについて実施しています。

(3) 運航管理者に係る訓練

運航規程 Qualifications Manual (dispatch ver.) に基づき、以下のとおり実施しています。

【訓練】

[初期訓練]

会社が定めた運航管理担当者資格要件を満たした候補者に対し、任用するための訓練を実施しています。

[定期訓練]

運航管理担当者に対し、定期的に訓練を実施しています。(1年ごと)

2-2-2 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバック体制

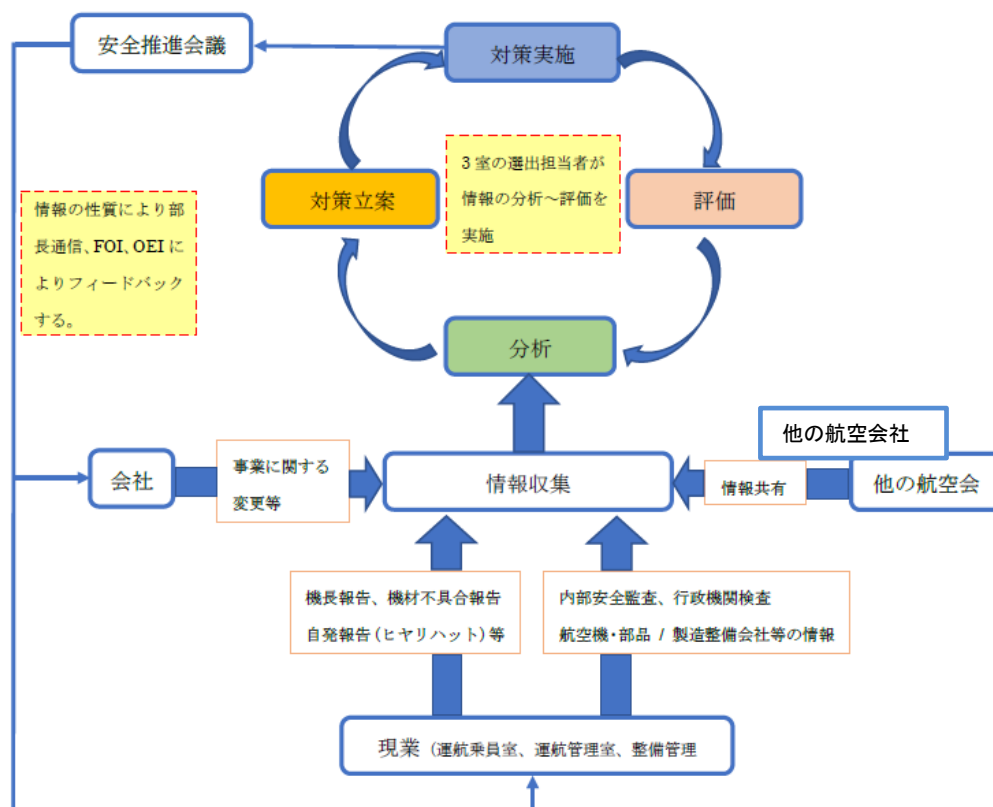
以下の方法により、全社のおよび各部門において、日常運航にかかわる問題点の把握と現場へのフィードバック、不安全事象の防止に努めています。

(1) 全社的取り組み

① リスクマネジメント

日常発生する不安全要素から予想される危険に対する未然防止や不安全事象の再発防止対策の適切な実施を推進します。重要事案は安全推進会議を通じて、会社の安全管理体制について客観的な進言を行います。

・運航リスクマネジメント体制図



(2) 安全推進会議の開催

安全に関する意思決定機関として安全推進会議を設置しています。当会議では航空事故の発生を未然に防止し、航空の安全を確保するために、安全についての会社の方針を決定、社員に対して安全についての啓発を図り安全意識を昂揚させるとともに、各部門間の意思疎通を促進して、安全体制の強化を図ることを目的とし四半期に1回開催しています。

(3) 航空機乗組員

① 運航品質評価フライト

管理職機長による品質評価フライトを各航空機乗組員に年間1回以上実施し、相互にフライトの点検を実施し安全運航を堅持します。

② 機長報告制度

航空法で定められた機長による義務報告事項に加え、会社としても運航の安全に係る報告事項を定め、実運航における安全に係る事象の発生を把握するとともに、発生した事象について、社内の関係する部門と連携し、改善が必要な事項については改善を図っています。

③ Flight Operations Information (FOI)

運航に係る多様な情報について FOI を使用して航空機乗組員への周知を図っています。FOI は社内 メールにて全運航乗務員に配信される他、社内イントラネットで常時閲覧できる体制としています。また、運航上重要度の高いものについては、航空機乗組員ミーティングにて、注意喚起を図っています。

(4) 運航管理担当者

① 社内チャットシステムの利用

日常運航において社内チャットシステムを使用し、運航状況の報告を随時実施しています。また通常と異なる事象が発生した場合においても同システムにレポート (写真や動画の送受信も可能) を掲載し各部署間で共有し対応しています。

② 運航業務日誌への記録

運航業務日誌を通じて、各オペレーションの点検を行い、運航管理業務の内容確認、関連部署との調整状況を見直し課題改善を図っています。

(5) 整備士（整備従事者）

① 日常業務における情報共有

日常整備業務に対して整備管理室で整備日誌を共有し、現場での問題点・改善要望事項の第一報として情報共有すると共に必要な対応を適時図っています。

その他、整備管理室より機材および作業品質情報、技術情報を随時発行し、全室員に対してタイムリーな情報の周知・共有を図りフィードバックできる体制を整えております。また不具合事例においても、同様に再発防止を図っています。

② 整備委託先やグループ会社との連携

整備委託先やグループ会社間での最近の不具合事例やヒヤリ・ハット情報を収集し、当社における潜在的な問題点を把握するとともに社内に共有することで、不安全事故の芽を未然に摘み取る取り組みをしています。

③ Operation Engineering Information (OEI)

運航に係る多様な情報のうち、特に技術的な情報について OEI を使用して社内への周知を図っています。OEIの発行においては、航空機製造者等への問い合わせを行い技術的根拠に基づく情報の発信を行っています。

2-2-3 安全に関する社内啓発活動

(1) 安全教育

会社の最上位規程である安全管理規程に基づき、当社の安全理念、安全に係わる方針や安全管理体制の概要を全社員に教育することにより、安全文化の醸成に取り組んでいます。

① 安全管理体制に関する教育

安全管理規程及び附属書を通じ安全管理システム (SMS)全般の教育を実施しました。

② 航空機乗組員の疲労リスクの管理に係る教育

疲労リスク管理、疲労の原因、疲労対策と留意点、疲労管理体制等について教育を実施いたしました。

③ ヒューマンファクターズに関する教育

航空機事故事例を通じて、イレギュラーな運航状態に遭遇した際、限られたリソースの中でどのように対応するべきか各自が対応策を考える教育を実施しました。

④ アルコールに関する教育

航空従事者に対するアルコール基準、飲酒制限、アルコールの基礎知識等について教育を実施いたしました。

(2) 安全推進月間

2025年度は、2026年1月1日～1月31日を安全推進月間として定め、全従業員を対象とし、「業務改善提案」の意見収集を実施しました。意見収集の項目は、業務内容に関する「要改善点」および「改善提案」等であり、効率的で無駄のない業務環境を整備し、安全な職場環境の醸成を目指しました。

2-3 使用している航空機に関する情報

2026年3月31日現在

種類	航空機型式	機数	座席数	導入年月	平均年間飛行時間	平均年間飛行回数	平均機齢
飛行機	ホンダ・エアクラフト式 HA-420 型	4 機	パイロット：2名 客席：最大6 席	2022 年	103時間	89回	6年 0ヶ月
回転翼機	ベル式 429型	2機	パイロット：2名 客席：最大6 席	2023 年	100時間	163回	8年 9ヶ月



左：ホンダ・エアクラフト式 HA-420 型

右：ベル式 429 型

【救急用具の整備状況】

弊社では航空法施行規則第150条に基づき、旅客の安全を確保するために、防水携帯灯、救命胴衣、救急箱、航空機用救命無線機等の救急用具を装備しています。

第 3 章 航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態の報告(法第 111 条の 4)

3-1 航空事故・トラブル等の発生状況

2025年度に発生した航空運送事業に係る航空事故やトラブルの発生状況は以下の通りです。

- (1) 航空事故
航空事故は発生していません。
- (2) 重大インシデント
重大インシデントは発生していません。
- (3) 安全上のトラブル
・安全上のトラブルは発生しておりません。

① 航空機損傷		0
② システムの不具合		0
詳細	発動機・プロペラ等	0
	与圧系統	0
	電気系統	0
	操縦系統	0
	表示・警報	0
	着陸装置	0
	通信・航法装置	0
	防除氷装置	0
③非常用装置等の不具合		0
④制限・規定値を超えた運航		0
⑤急激な操作・非常用装置の使用		0
詳細	航空機衝突防止装置作動	0
	対地接近防止装置作動	0
	その他の急激な操作/非常宣言	0
	非常用装置・器具の使用	0
⑥その他		0

航空機損傷、システムの不具合、非常用装置の不具合、制限・規定値を超えた運航、急激な操作、非常用装置の使用等の発生事象はありませんでした。

第 4 章 輸送の安全を確保するために講じた措置等

4-1 航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態の報告

航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態が発生した場合、航空法第111条の4、および航空法施行規則第221条の2に基づき、その旨、国土交通大臣に報告すると共に再発防止のため、その発生傾向の把握および潜在要因を当該事態の情報をもとに特定し、予想される発生頻度や安全への影響度のリスクを分析し、許容出来ないリスクの除去、回避するための具体的施策を立案、決定を行います。

4-2 国から受けた業務改善命令、行政処分または行政指導等

該当事項はありませんでした。

4-3 情報の伝達および共有に関する事項

弊社内で発生した事態の安全情報ならびに他社事例の情報を各室のそれぞれの業務に応じて収集し、情報の分析・評価し、対策立案、対策の実施を行います。收取された情報で、評価まで完了したものは、その情報の性質により、場合分けし、FOI（運航に係る情報）OEI（整備に係る情報）の発行、その他社内チャットシステムにより情報の共有化を行っています。

4-4 事故等の防止対策、事故等の発生時の対応および災害への備えに関する事項

事故等の防止対策の為、収集した安全情報をもとに、事故等を回避するための具体的施策を立案し、施策の決定を行い、当該施策の現場への展開、実施後の妥当性評価を行うといった安全に係るリスクの管理を実施し、当該施策実施のレベルを維持向上させる体制をとります。また、事故および遭遇する懸念のある自然災害の種別と程度を把握し、予めそのリスク評価を行った上で、対策を講じることとしています。

4-5 内部監査の実施およびその管理の状況の確認に関する事項

内部監査は、少なくとも年度に一回、経営責任者、安全統括管理者、および各室に対して、安全管理部門より、監査員を指名し実施しています。また、当該手順が機能しているかを定期的にチェックし改善するため、内部監査の計画の立案、監査の実施、監査結果の評価、是正を必要に応じ適宜適切に実施しています。

4-6 輸送の安全に係る文書の整備および管理に関する事項

安全管理室において輸送の安全に係る文書の整備、管理を一括して行っており、安全情報の記録、安全推進会議の議事録、内部監査の記録、教育・訓練等の記録類は、個別のファイルに綴じて事故関係、重大インシデント等の重要案件については永久保存その他の文書については原則 3年間保管しています。

4-7 事業の実施およびその管理の改善に関する事項

年度の四半期ごとに安全推進会議を開催し、安全管理システムが機能しているかどうかの評価を実施すると共に、年度の安全目標に対する進捗状況の共有ならびに必要な応じ、安全方針の再設定、組織体制の充実を実施しています。また、年度末にはマネジメントレビューを実施し、安全管理体制の改善の必要性和実施時期、必要となる資源等について検討を行っています。

4-8 2025年度 安全目標および社内安全教育の達成状況

(1) 2025 年度 安全指標・安全目標値に対する結果

① 航空事故発生件数：0 件

目標達成状況

・航空事故の発生はなく、目標を達成しました。

② 重大インシデント発生件数：0 件

目標達成状況

・重大インシデントの発生はなく、目標を達成しました。

③ ヒューマンエラーによる事態報告件数（航空法第 111 条の 4 による義務報告事象）：1 件

目標達成状況

・回転翼航空機の訓練時のヒューマンエラーによる燃料不均衡事案が1件あり、目標達成に至りませんでした。なお、当該事案は航空法第111条の4に基づく報告を行っておりますが、航空運送事業運航中に発生した事象ではないため、第3章に記載する航空運送事業に係る安全上のトラブルには含めておりません。当社では、当該事案を社内安全管理上の重要な事象として受け止め、要因分析および再発防止に向けた教育、確認手順、情報共有の見直しを実施しました。

④ 全社員を対象とした安全教育の実施（外部講師による安全教育）受講率：90%

2025年度は、「ANAヒューマンエラー対策ベーシック 基礎コース」のリカレントコースを受講し、各自が当該講義の所感をレポートに纏めることで、安全意識を高めることを目指した。早期より日程を定め、全員参加を目指したが、顧客の要望による運航依頼等の要因もあり、結果として、当日、飛行勤務の理由による者2名及び、病欠理由による者1名が受講できず、90%の参加率となった。受講できなかった3名には、後日、講義資料を基に自主学習を実施、レポートの提出による参加とした。自主学習も含めると100%の達成率となりました。

目標達成状況

・飛行業務および病欠により3名受講できず、受講率は 90%となり目標は達成できませんでした。

(2) 社内安全教育に対する結果

① 安全管理規程に伴う安全教育の実施率：100%

弊社安全管理規程に伴う安全教育（安全管理体制、航空機乗組員の疲労リスクの管理に係る教育、ヒューマンファクターズに関する教育、アルコールに関する教育）を実施し、安全文化の醸成へ取り組みました。

目標達成状況

・入社オリエンテーション時に教育を行ったことから 100%の実績となり、安全目標を達成しました。

4-9 2026年度安全目標

(1) 2026 年度 安全指標・安全目標値

① 航空事故発生件数：0 件

② 重大インシデント発生件数：0 件

③ ヒューマンエラーによる事態報告件数（航空法第 111 条の 4 による義務報告事象）：0件

④ 全社員を対象とした安全講習の実施（課題提出のみを含む。）：受講率：100%

2026年度は、社内において講師を選任し、安全に係るセミナー等を計画しています。

株式会社 Japan Biz Aviation

2025 年(令和 7 年)度 安全報告書

2026 年 7 月発行

株式会社 Japan Biz Aviation
安全管理室